

令和4年度 奨学生募集要項

令和4年4月1日

公益財団法人三井金型振興財団

1. 三井金型振興財団のあらまし

当財団は、有為な人材の育成、学問の研究等の奨励を行うことにより、製造業の基盤技術の一つである金型産業及び関連分野の高度化を推進し、社会の発展に寄与したいという考えのもとに、昭和60年5月10日株式会社三井ハイテック創業者三井孝昭の寄付行為により設立されたものであります。現在以下に掲げる事業を行っております。

(財団の主な事業)

- (Ⅰ) 金型及び関連科目を履修する大学生、大学院学生に対する奨学金の給付
- (Ⅱ) 金型及び関連分野の学術研究調査技術開発に対する助成
- (Ⅲ) 金型及び関連分野の学術研究調査研究を行う機関等に対する助成
- (Ⅳ) その他

2. 奨学金の目的

この奨学金の目的は、将来技術者として製造業の各分野において指導的役割を担おうとする人材を育成することです。

3. 奨学金の特色

この奨学金の特色は、次のとおりです。

- (1) 奨学生の専攻分野は、機械工学、電子工学、情報工学及びこれに関連する学科を履修する者又は研究する者としてします。
- (2) 奨学金は給付とします。したがって返済の義務はありません。
- (3) 日本学生支援機構奨学金等との併給は差し支えありません。
- (4) 奨学生が学業を終了した後の進路は、本人の自由とします。

4. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、福岡県内の大学の学部2年次又は大学院の修士課程（博士前期課程）1年次に在学し、次のいずれにも該当している者としてします。（但し、外国籍の留学生を除く。）

(1) 学力基準

次の方法で換算した学業成績が平均3.5以上の者とします。

- ① 学部2年次・・・学部1年次の平均
- ② 修士課程（博士前期課程）1年次・・・学部4年間の平均
工業高等専門学校専攻科卒業者は、4年次、5年次及び専攻科2年間の4年間の平均
- ③ 成績の換算基準は、成績表示方式毎に次の通りとします。

換算点数 方式	5点	4点	3点	2点
秀優良可方式	秀	優	良	可
A B C D方式	A	B	C	D
(点数範囲)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点

(注)1. 制度として、秀がない場合は優を4.5点で換算する。

また、Aが100～80点の区分の場合も4.5点で換算する。

- ④ 上記の①～③の基準にもとづき、科目毎に換算し、合計点数を科目数で除して平均点数を計算します。

(2) 家計基準

家計支持者（父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人。）の収入合計又は所得金額合計が、次の金額未満の者とします。

給与所得者（収入）	給与所得以外（所得金額）
951万円	465万円

(注) 1. 家計支持者の扶養家族数に関係なく上記金額とする。

2. 給与所得者は、家計支持者の令和3年分の給与源泉徴収票のコピーを申請書類に添付すること。

3. 給与所得者以外については、家計支持者に関する次の書類を申請書類に添付すること。

① 令和3年分の確定申告書のコピー

② 白色申告⇒令和3年分の収支内訳表のコピー

③ 青色申告⇒令和3年分の損益計算書のコピー

4. 家計支持者に収入がない場合は、無収入（収入が「0」）である旨の令和3年分の所得証明書を添付すること。

(3) 在学する大学によって推薦された者

5. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された者は、次の事項の誓約が必要です。

- (1) 今後、一層学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとること。
- (2) 奨学金は学業及び研究遂行のために使用し、他の目的には一切使用しないこと。
- (3) 当財団が定める規則を守り、当財団及び大学の指示に従い、必要な手続きを行うこと。
- (4) 奨学生のために行う財団及び学内の各種行事等に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努めること。
- (5) 毎年、当財団が定めるテーマの小論文（4000字以上）及び学業成績証明書を当財団が指定する期日までに提出すること。
- (6) その他当財団が必要に応じて指定する証明書等を当財団が指定する期日までに提出すること。

6. 奨学生の採用予定人員

奨学生の採用は、次に掲げる者から若干名を予定しております。

- (1) 大学学部2年次に在学する者
- (2) 大学院修士課程（博士前期課程）1年次に在学する者
(なお、一貫制博士課程、博士課程、博士後期課程は、対象外とする。)

7. 奨学金の支給額、支給期間及び支給方法

奨学金の支給額、支給期間及び交付の方法は、次の通りです。

(1) 支給額

大学学部奨学生	月額80,000円
大学院奨学生修士課程・博士前期課程	月額80,000円

ただし、初年度の採用決定までの既経過分は、当年度の未経過月数で除した月額を、毎月の支給額に加算して支給します。

(2) 支給期間

奨学生の在学する大学の最短修業年限とし、大学学部生は2年次から3年間、大学院修士課程、博士前期課程の学生は1年次から2年間とします。

ただし、飛び級で進級する場合の支給期間は、進級時直前の月までとします。なお理事会において一定の基準を満た

し継続支給が認められた奨学生についてはこの限りではありません。

(3) 支給の方法

奨学金は、毎月15日（銀行が休みの場合は、翌営業日）に、直接、本人指定の銀行口座に振り込みます。

8. 奨学金の支給中止

次の場合は、その事実が発生した翌月から奨学金の支給を中止します。奨学生は、次の(1)～(4)までの事実が発生した場合は、直ちに、弊財団の事務局までご連絡ください。

もし、連絡が遅れた場合は、支給している奨学金をその事実が発生した翌月まで遡って返還を求めます。

- (1) 学校を退学したとき。
- (2) 学校を休学したとき。
- (3) 学校を停学になったとき。
- (4) 進級できなく留年したとき。
- (5) その他奨学金の支給が相応しくない状況であると財団が認めたとき。

9. 奨学生候補者の推薦

- (1) 当財団は、学生の在学する大学の学長に推薦依頼します。

推薦枠は1大学5名までとします。ただし、学部、大学院の所在地（市・区・町・村の行政単位）が異なる行政単位にある場合は、行政単位毎に5名までとします。

- (2) 大学又は大学院は、学生の推薦に当たっては、その手続、方法等を適切に行っていただくようお願いいたします。

10. 申請手続と申請締切日

奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を整え、令和4年5月13日（金）までに在学する大学・大学院を経由して当財団に申請すること。

- ① 奨学金申請書（指定用紙）
- ② 履歴書（市販の用紙）
- ③ 推薦状（指定用紙）
- ④ 成績証明書（学校発行様式）
- ⑤ 家計支持者の源泉徴収票等（4.奨学生の資格の(2)に記載の書類）
- ⑥ 健康診断証明書（学校の保健センター発行様式）
- ⑦ 学習又は研究計画書等（指定用紙1, 2）

学部生は、「今後、日本のものづくりに必要な技術」について記載【指定用紙1】大学院生は、「現在までの研究テーマと概要、又はこの後の研究計画と研究の目的」等について【指定用紙2】記載ください。

⑧小論文（テーマ「三井金型振興財団の奨学生に応募した理由」について、1000字以内パソコン、ペン又はボールペンのいずれを使用しても可。A4の用紙（用紙は任意）に記載してください。）

（注）1. 応募書類は一切返却しません。

2. 指定用紙は、当財団のホームページ（HP）に掲載しています。

当財団ホームページのアドレス <http://www.mitsui-zaidan.or.jp/>

11. 奨学生の選考

奨学生の選考は、当財団の奨学助成選定委員会による書類選考と面接の併用で行います。面接日・時間・場所は、次の通りであり、書類選考の上、面接該当者には大学を通じて、別途連絡いたします。

（面接日・時間・場所： 令和4年7月1日（金）13：00～ 当財団事務所にて）

なお、面接該当者が面接に出席できない場合は、辞退として取り扱います。

12. 奨学生の決定

奨学助成選定委員会が奨学生の最終候補者を選考し、理事会が奨学生の決定を行います。決定した奨学生には、書面により財団理事長から大学を經由して、通知します。

13. 奨学生の認定書授与

令和4年8月17日（水）13：00より、奨学生認定式を行い、認定書を授与します。該当者には、大学を通じて、別途通知します。なお、この出席は必須となります。

14. 問合せ先

公益財団法人三井金型振興財団

〒807-1112 北九州市八幡西区千代一丁目2番1号（株式会社三井クリエイト内）

TEL 093-616-1679 FAX 093-613-1410

担当 伊藤・森下 E-mail: create@sun.ocn.ne.jp

個人情報の取扱いについて

申請書に記載された個人情報は、奨学生の選考、結果の通知、採用後の各種通知・連絡のみに使用し、他の目的には一切使用いたしません。
また、採用された奨学生の氏名・所属・研究テーマは本財団のホームページ等で公開されます。

公益財団法人三井金型振興財団